



女川町監査委員告示第2号

監査結果の公表について

令和2年4月27日に実施した財務監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定により、これを公表する。

令和2年5月19日

女川町監査委員 丸 岡 美 穂



女川町監査委員 佐 藤 誠



財 務 監 査 報 告 書

1 監査の範囲

(1) 3月支出分水道事業会計の支出伝票の審査

対象科目：全科目 合計 90件

(2) 3月支出分一般会計・特別会計支出伝票の審査

対象科目：一般会計：第10款～第14款

特別会計：地方卸売市場特別会計、国民健康保健特別会計、
後期高齢者医療特別会計、土地区画整理事業特別会計
人件費分、交際費分、100万円以上分

合計 582件

2 監査の期日等

期 日 令和2年4月27日（月）

場 所 女川町役場 3階 委員会室2

監査委員 丸岡 美穂・佐藤 誠一

3 監査の概要

(1) 3月支出分水道事業会計支出関係書類の監査

3月中に支出された水道事業会計に係る支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

(2) 3月支出分一般会計・特別会計支出関係書類の監査

3月中に支出された一般会計の指定した科目の支出伝票と特別会計の指定した会計の支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 3月支出分水道事業会計支出関係書類監査について

問題なく処理されていると認められた。

(2) 3月支出分一般会計・特別会計支出関係書類監査について

市場特別会計で、業者から請求書の提出が遅れたために支払いが遅れたものが確認された。定期的に支出が発生するものについては、支払時期が予測できると思われるので、適時、支払いについて確認されたい。

5 監査委員の意見又は指摘事項

財務監査とは直接関連はないが、新型コロナウイルス感染症対策については、鋭意努力されていると思われるが、国県の動向を確認しながらスピード感を持って対応願いたい。